

勝山市橋梁定期点検業務委託特記仕様書

勝山市

特 記 仕 様 書

業 務 名：勝山市橋梁定期点検業務委託

業務場所：市内一円

第1条 適用

本特記仕様書は、『設計業務等委託共通仕様書 福井県土木部』（以下「共通仕様書」という）でいう特記仕様書で本委託に適用する。

本特記仕様書に明示なき一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 以下、共通仕様書等に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1章 総則

第3条 業務計画書

受注者は契約後速やかに橋梁点検の実施体制を整えて、必要な資料の収集、現地踏査計画を検討し、業務計画書を監督職員へ提出すること。

なお、次の事項を必ず記載すること。

- ① 安全管理計画
- ② 関連資料の支給請求一覧表

また、現地踏査の結果により、内容に変更が生じた場合は、変更業務計画書を提出するものとする。

第4条 使用図書

本業務で使用する図書は、共通仕様書に定める適用仕様書・指針等の他、次に示すものによるものとする。

○『道路橋定期点検要領』（国土交通省道路局）

その他に、本業務の参考となる最新の基準・指針等がある場合には参照すること。

第5条 点検作業区分

本作業の作業区分は下記によるものとする。

作業区分：昼間作業 施工区分：現場作業

ただし、現場条件により作業区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第6条 業務目的

本業務は橋梁の損傷および変状を早期に発見し、安全で円滑な交通を確保するための橋梁に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料（劣化予測）を得るために、『道路橋定期点検要領』に基づき、近接目視により詳細な変状を確認し健全性の診断を行う。また、本業務により把握された損傷内容を考察することにより、今後の橋梁の維持管理における対策手法に関するコメント（予防的保全・事後的保全・架替の必要性、および対策方法や概算工事費）を作成すること。

なお、業務の実施にあたっては、新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むこと。

第7条 対象橋梁

本業務の対象となる橋梁名等は、別紙道路橋点検箇所一覧表のとおりとする。
なお、協議等により対象橋梁が変更を要する場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第8条 現地調査

橋梁点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。

なお、橋梁の状況（排水桝あるいは支承周辺の土詰まり等）により点検作業に支障がある場合は、監督職員に報告し速やかにこれを除去するものとする。

また、足場設置の要否や設置計画に必要な情報を現地踏査時に確認し、点検方法や使用機材が変更となる場合には監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第9条 実施計画書の作成

受注者は、現地調査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を橋梁毎に作成し、監督職員に提出するものとする。

また、実施計画書作成にあたり、次の事項を記載するものとする。

- | | |
|------------|-------------------|
| ①業務内容 | ⑦仮設備計画 |
| ②対象橋梁位置図 | ⑧使用建設機械 |
| ③現地踏査の調査記録 | ⑨安全管理計画（交通規制を含む） |
| ④業務実施方針 | ⑩環境対策 |
| ⑤実施体制 | ⑪連絡体制（緊急時含む） |
| ⑥実施工程表 | ⑫その他監督職員が必要と定めたもの |

第10条 定期点検の体制

本業務を実施する者は、橋梁に関して十分な知識と経験を有するものとする。

なお、点検を実施する者に必要な要件及び作業内容は次のとおりとする。

①点検作業班を統括し安全管理について留意して、各作業員の行動を掌握するとともに点検補助員との連絡を密にして点検調査を実施する。

②損傷状況の把握を行うのに必要な以下の資格要件のいずれかに該当する者とする。

- ・ 橋梁に関する実務経験と点検に関する技術を有すること
- ・ 橋梁の設計、施工に関する基礎知識を有すること
- ・ 道路橋点検士（一般財団法人橋梁調査会）
- ・ 点検に関する技術の研修を受けた経験のある者

※(財)海洋架橋・橋梁調査会および(財)道路保全技術センターによる橋梁点検技術研修会を受講・修了者は資格要件を満たす。

第 11 条 橋梁点検

1. 定期点検

橋梁点検に際しては、下記の項目について点検及び資料の作成を行うこと。

(1) 近接目視点検

必要に応じて高所作業車および橋梁点検車等を利用し、部材に近接し目視点検を行うものとする。また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査を併用して点検を行うものとし、点検にあたっては橋梁形式等を勘案して点検することとする。

①打音検査

打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で濁音等の異常音が認められた場合には、チョークにてマーキングを行う。

また、マーキングされた浮き・剥離箇所に対しては所定の石刃ハンマで出来る限り、その部分のコンクリートを叩き落とすものとする。なお、その後の処理方法については、浮き・剥離の範囲が広い場合やP C桁等叩き落とすことによって構造安全性が損なわれるおそれのある場合も含め、監督職員と協議するものとする。

②非破壊検査の採用

非破壊検査（赤外線サーモグラフィー法）方法の採用にあたっては、監督職員と協議するものとする。

③ 橋梁の健全性診断結果分類

健全性の診断結果の分類としては、下表の区分にて分類・評価することとする。

判 定 区 分

区 分		状 態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている。又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

なお、点検を行う際に架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により実施が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 定期点検結果の記録

点検結果、調査結果、健全性の診断結果、措置または措置後の確認結果等は適時、点検表に記録する。

撮影する写真には、撮影日を入れること。

(3) 応急措置

点検作業時に、第三者被害の可能性のあるうき、剥離部の撤去方法、付属物の取り付け状態の改善について、作業床がある状態のうちに報告し、監督職員の指示を仰ぐこと。

(4) 橋梁台帳の補完

必要に応じて橋梁台帳の記載事項の補完をするために現地計測を行うこと。

また、橋梁台帳の内容について修正内容を記録し、修正箇所を見え消し・赤書きにて報告すること。

第 12 条 健全性の診断

本業務により診断された部材単位毎、橋梁毎（全体）の健全性を考察することにより、今後の橋梁の維持管理における対策手法に関するコメント（予防的保全・事後的保全・架替の必要性、および対策方法や概算数量、概算工事費）を作成すること。

第 13 条 点検表の作成

1. 定期点検を実施した橋梁について、各定期点検要領に基づき健全性の診断結果（部材単位毎、橋梁毎）ならびに措置の内容等の記録を行う。
2. 点検表は橋梁毎に作成後、内容を照査して監督職員に提出すること。
3. 点検表の諸元に基づき、道路橋個別点検データの修正を赤書き・黄塗り行い提出すること。

第3章 その他

第14条 報告書

本業務の報告書は、定期点検結果を基に各定期点検要領にて定める健全性の診断結果や点検表ならびに、前項までの結果を簡潔に判り易い内容にて作成しとりまとめるものとし、その他については共通仕様書によるものとする。

健全性の診断結果が、判定区分ⅢまたはⅣとなる場合は、速やかに監督職員に報告すること。

また、本業務の結果を「勝山市橋梁長寿命化修繕計画」に反映し、改定案を作成する。

第15条 土地への立ち入り等

1. 現地踏査および現地点検を実施する場合、点検員（点検補助員）の内1人は、必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたること。
2. 身分証明書については、土地等の所有者、その他関係者からの請求があった時は、これを提示すること。
3. 点検業務の実施に伴う植物の伐採、垣・柵等の除去又は、土地もしくは工作物の一時使用により生じる損害について受注者の負担とする。

第16条 打ち合わせ

打ち合わせは、業務着手時・中間1・中間2・成果品納入時の4回行うものとする。また、業務に関する打ち合わせ記録の整理は受注者が行うものとし、打ち合わせ後速やかに提出するものとする。

業務着手時：1回 中間打ち合わせ時：2回 成果品納入時：1回

中間打ち合わせは監督職員と協議の上、回数を変更できるものとする。

なお、業務着手時又は、業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。

第17条 他機関との協議

1. 道路交通法第80条関係の手続きについては担当課と調整を図ること。
また、河川、鉄道、警察等との協議資料を必要に応じ作成すること。
2. 調査実施に係る上記以外の手続き等が発生した場合は、速やかに監督職員に連絡し、その指示によらなければならない。

第18条 貸与資料

本業務において必要となる下記の既存資料については、監督職員と協議のうえ、書面にて通知し承認を得た後に貸与されるものとする。但し、資料の貸与を受ける際には、借用書（様式自由）を監督職員に提出すること。

1. 橋梁台帳

2. その他業務履行上に必要な発注者の所有する資料

第 19 条 安全管理

受注者は、交通状況に則した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

本業務に起因して第三者に損害を与えた場合は、請負者の責任において措置するものとする。

橋面下に降りる場合の転落滑落について十分注意するとともに適切な安全対策を実施すること。

橋梁点検カメラ等は専属のオペレーターが操作することとし、点検中、交通整理等を適切に行って事故防止に努めること。また、移動に使用する車両の駐車場所等についても、交通の支障とならないよう注意すること。

第 20 条 沿道対応

本業務実施中、沿道の住民および沿道利用者より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応するとともに、その結果を監督職員に報告すること。

第 21 条 守秘義務

本業務における成果は、全て勝山市に帰属するものとし、受注者は本業務から知り得た情報について許可なく使用してはならない。

第 22 条 その他

本特記仕様書に明示なき事項で疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すること。

第 23 条 点検記録様式

点検に使用する様式は監督職員と協議を行なうこととする。

第 24 条 その他

本業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は速やかに監督職員と協議すること。

成果品納入（完了検査終了）後であっても、成果品について不備または不明瞭な点等が生じた場合は、誠意をもってこれに対処すること。また、受注者側の過誤および発注者側の指示による軽微な修正に要する費用は無償とする。

本業務の履行に際し、監督職員と常時連絡等の速やかな対応が行えるようにすること。